

富士宮東高校「生活のきまり」について

富士宮東高校の「生活のきまり」は、生徒が校訓「健やかなからだ 豊かな心 たゆまぬ努力」のもと、自主的、自律的に学校生活を送ることができるように制定しています。

「生活のきまり」をはじめとする学校生活のルールは、生徒の意見、学校アンケート、学校評議員会などで意見を集め、折々に改定しています。

生活のきまり

1 校内生活

- (1) 授業は原則として制服で受ける。
- (2) 学校の施設、設備は大切に使用し、破損した場合は申し出る。
- (3) 校舎内外で火器の取り扱いはしない。
- (4) ポスター類の掲示は学校の許可を得る。
- (5) 登校後、無断で校外に出ない。
- (6) 以下のことはしない。
 - ア 暴力行為
 - イ 校舎内で、器物損壊等に繋がる危険な行為
 - ウ 必要以外の金銭、マンガ、雑誌、ゲーム類、菓子等の所持
 - エ 生徒間での物品、入場券等の販売および金銭の貸借
 - オ 他人が所有する物の無断借用

2 校外生活

- (1) 旅行、外泊等は、保護者の承認を受ける。
- (2) 夜間の外出はなるべく慎み、やむを得ぬ場合も 21 時までに帰宅する。
- (3) 以下のことはしない。
 - ア 違法行為
 - イ 不健全な飲食店・遊技場（スナック、パチンコ店、クラブ、ライブハウス等）への出入り。
 - ウ 無断アルバイト
 - エ 交通違反
 - オ 無断免許取得

3 学校敷地内(校内)での「電子情報機器（スマートフォン・タブレット型パソコン等）」(以下「電子情報機器」とする。)の使用について

電子情報機器を使用する場合は、生徒手帳の「電子情報機器使用許可願」に保護者同意の上、署名して担任に提出する。(年度更新)(2) 禁止事項を厳守する。提出されない場合、電子情報機器を学校敷地内(校内)で使用することができない。

- (1) 朝の SHR 開始から帰りの SHR 終了までの同意内容

ア 学校指定以外の電子情報機器は、教員からの指示がない限り、電源を切ってバッグに入れ、使用しない。

イ 学校指定以外の電子情報機器を使用する場合は、必ず教員の許可を得る。

ウ 電子情報機器を使用する場合は、原則として、教育目的に限る。

(2) 禁止事項

ア 生徒が申し出なく、学校敷地内で電子情報機器を使用して行う撮影や録音。

イ 学校施設内外問わず、SNSをはじめ、電子情報機器を媒介とする投稿書き込みにおいて、学校敷地内で「撮影した写真や静止画、動画等の画像」(以下、「画像」とする。)や、富士宮東高校の制服や部活動のユニフォームなどを着用した姿の画像と、本校の生徒だと認識できる画像を学校に無断で、個人的に投稿書き込みする行為。

ウ SNSをはじめ、電子情報機器を媒介とする投稿書き込みにおいて、学校や他人を誹謗中傷する内容を投稿書き込みする行為。

エ 電子情報機器を使用した行為が、著作権、プライバシーの侵害、その他の法令違反に該当する行為。

(4) 電子情報機器の使用が、上記(2)の禁止事項に該当した場合は、生徒指導の対象となる場合がある。

4 諸届

届け出が必要なものは、生徒手帳の諸届一覧を参考のこと。

5 服装、持ち物

(1) 登下校には、制服を着用する。

(2) 制服を購入する場合は、本校指定の物を指定店で購入する。

(3) ベルトの色は華美でない単色とする。

(4) ソックスは学校指定のものとする。

(5) 靴は華美でない単色の革靴を原則とする。ただし、運動靴でも良い。革靴は学生用のものとする。

(6) 制服着用規定

ア 制服は改造しない。(スカート丈は、直立の状態ですすねの下段の長さとし、指定制服取扱店で縫製された長さを変更しない。)

イ 正装A

冬服 式典：入学式、卒業式、離任式、1・3学期始業式、2・3学期終業式で着用
学校指定のブレザー、(ベスト)とスラックス、長袖シャツ、ネクタイ及び指定ソックスを着用する。ブレザーには、校章バッジをつける。(ベスト購入者は着用する。)

春秋服

冬服からブレザーをとる。ベストには、校章バッジをつける。

夏服 式典：1学期終業式、2学期始業式で着用

学校指定の夏用半袖シャツ、スラックス及び指定ソックスを着用する。

ウ 正装B

冬服 式典：入学式、卒業式、離任式、1・3学期始業式、2・3学期終業式で着用
学校指定のブレザー、ベストとスカート、長袖シャツに、ネクタイに指定ソックスを着用する。ブレザーには、校章バッジをつける。

春秋服

冬服からブレザーをとる。ベストには、校章バッジをつける。

夏服 式典：1学期終業式、2学期始業式で着用

エ 式典以外では、寒暖に合わせて上記の服装を選択し、着用できる。また、行事等で制服の統一が必要な際には、前日までに連絡をする。

(7) その他の服装について

ア 任意購入の防寒用セーター（胸マークの刺繍の色はグリーン、ピンク）は、冬服着用時の防寒用であるためブレザーの下に着用することができる。

イ コート、手袋及びマフラー等の防寒着は、登下校時に華美でないものを着用する。

ウ スカート着用時、寒い場合は生徒課に届け出をして許可を受け、タイツをはいてよい。
その場合も指定ソックスを着用する。

(8) 持ち物について

ア 靴は自由とする。ただし、他校のバッグは使用してはいけない。

イ 学校生活に必要なでないものは、持ち込まない。

6 頭髪・容姿

(1) 頭髪は自然な髪形、髪色で清潔にし、いたずらに流行を追ったり、みだりに技巧を凝らしたりしない。

ア 染色、脱色(ブリーチ等)、特殊なカットや加工等はしない。

イ 髪が肩にかかる場合には、編むか束ねる。髪を結ぶゴム等は、華美でないものとする。

(2) その他

頭髪・容姿について、化粧、華美な装飾品、爪の装飾、その他の加工等はしない。

<参考>

正装 A

正装 B

